

35. 弥富市

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

回答

現在のところ、住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度は考えておりません。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

回答

障害者控除対象者認定書交付事務処理要領を定め、7月から実施しています。

イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

現在のところ、障害者控除対象者認定申請書の個別送付は考えていません。

ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

回答

障害者控除対象者認定書交付事務処理要領により、毎年、申請書を提出していただきます。

③福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください。

回答

福祉給付金については、後期高齢者医療広域連合の対応や、県の補助要綱の変更を見極めて対応して行きたいと考えています。したがって、現在のところ償還払いで対応したいと考えています。

④老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準(夫婦世帯520万円、単身383万円)に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

回答

申請すれば、現役並み所得者になる高齢者の方には、課税資料により判断できる方については、申請書を郵送しています。郵送した高齢者の方については、全て申請が行なわれ1割負担となっています。

⑤2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

回答

現在、検討中ではあります。

⑥子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付(窓口無料)にしてください。

回答

現在、現物給付を行なっています。

⑦国民健康保険の保険料(税)2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

回答

弥富市は、福祉給付金の受給者、母子家庭等医療受給者、障害者医療受給者等の減免規定を設けていますが、確認できる方については、申請なしで対応しています。

⑧出産・育児一時金の受取代理(受領委任払い)制度を実施していない市町村は実施してください。

回答

実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

回答

介護保険は国の制度でありますので、その方針に基づき運用してまいりたいと考えており、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

②介護保険料について

★ア. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

低所得者に対する保険料の減免につきましては、内規により昨年度より実施しています。

イ. 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

回答

減免については、預貯金や不動産の所有は考慮していません。

③利用料について

★ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

回答

低所得者に対する利用料の減免につきましては、内規により10月から実施している。

イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

回答

高額介護サービス費の取り扱いについては、国の制度に準じていく考えであります。

ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

回答

居住費、食費の負担が低所得者の方に過重な負担とならないよう特定入所者介護サービス制度があり、所得に応じた定額の負担限度額が設けられ、低所得者の負担軽減が図られているので、独自制度は考えていません。

④要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

回答

改正により軽度者に対しては原則として認められませんが、日常的に起き上がり、寝返り等が困難であると客観的に判断できる場合は利用対象となります。又、軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いの一部見直しもされております。

⑤地域包括支援センターについて

★ア. 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

回答

地域包括支援センターの人員配置基準により、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員各1名の配置をしています。

イ. 介護予防のマネジメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

回答

地域包括支援センターは委託をしておりますが、センターでは地域支援の相談、介護予防マネジメント、包括的継続的マネジメントの支援、老人虐待、経済的事由などの困難事例に対処していただいております。

ウ. 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。

回答

委託料は人件費、運営費等の必要経費となっております。

⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

回答

介護老人福祉施設については、当市においては、介護老人福祉施設「輪中の郷」「長寿の里」があり、又、在宅サービスについても概ね充足していると考えています。

⑦人材確保と質の向上のために

ア. ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

回答

ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市単独で実施するより、県が実施する現任研修等に参加するほうが、参加者相互の情報交換や多くの事例が検討できるなど効率的と思われます。又、海部南部広域事務組合が実施している調査員研修の中で、直面している諸問題の検討等が行なわれケアマネジャーの質の向上も図られています。

イ. 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

回答

介護労働者の処遇改善については、行政としてどのような指導ができるか、今後、研究してまいりたいと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

回答

介護保険は国の制度でありますので、その方針に基づき運用してまいります。

②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答

配食サービスは、9月から週5回に拡大し、又、ふれあい昼食会は年3回実施しています。

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

回答

高齢者(自立者)へのヘルパー派遣をしています。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

回答

介護保険は国の制度でありますので、その方針に基づき運用してまいります。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

回答

住宅改修費の介護保険の上乗せ(特別給付)は、現在のところ考えておりません。

★⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

回答

多面的な施策については、他市町村の動向を見ながら検討します。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料(税)、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

回答

独自ということではありませんが、介護保険料率については、激変緩和措置により本来より18・19年度は低く設定しておりますので、市独自の実施は予定しておりません。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

回答

現在の減免制度により対応してまいりたいと考えています。

3. 高齢者医療の充実について

- ★①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

回答

高齢者に係る医療費負担助成については、現在、愛知県においても検討が進められていますが、愛知県の対応、他市の状況を勘案し、検討したいと考えています。

- ②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

回答

後期高齢者医療制度の加入者については、現在福祉給付金の対象とするように検討が進められています。70歳からの高齢者については、考えていません。

- ★③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

回答

後期高齢者医療対象者の減免制度については、現在広域連合において、検討が進められています。

4. 子育て支援について

- ★①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答

実施しています。

- ★②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

回答

2回から5回に増やしました。なお、県外及び助産所で健診した場合も対象となるようにしています。現在のところそれ以上の無料は考えていません。

- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。

回答

現在のところ考えていません。

- ④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答

学校だけでなく、教育課窓口でも受け付けている。

5. 国保の改善について

- ①制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

回答

法の趣旨にのっとり実施していきます。

★②保険料(税)について

ア. 保険料(税)の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答

減免制度については、当市は他市と比べても手厚いと考えていますが、保険税の引き上げについては、医療費の動向を勘案し、適正に対応して行きたい。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答

現行のとおり実施して行きたい。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

回答

平成18年10月から、生活保護基準に規定する基準生活費以下の者に対し、減免規定を設けました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9/10以下」にしてください。

回答

所得激減による減免制度については、現行のとおり行なっています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行をおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

回答

当市においては、一定の要件の中で、分納が適正に実行されている方については、普通証を交付しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答

被保険者の実態を調査のうえ、適正に対処させていただきます。

ウ. 保険料(税)の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

回答

滞納を理由とした、「限度額適用認定証」の交付制限の実績はありません。今後、このような方が申請されれば、高額医療費貸付制度を適用したいと考えています。

④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

回答

年金制度の諸問題もあり、現在のところ短期保険証の発行は考えておりません。

⑤一部負担金の減免制度(国保法第44条)の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

回答

一部負担金の減免制度については、医療機関への周知が一番必要と考えており、医療機関と一体となった運用が必要かと考えます。先日、海部地区医師会長様に内容を伝えてあります。

⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

回答

現在のところ考えておりません。

6. 生活保護について

①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

回答

関係通知に基づき適正に実施しています。

7. 障害者施策の充実について

①4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

回答

現在のところ考えていません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

回答

現在のところ考えていません。

③移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設けず、必要とする時間を支給してください。

回答

利用範囲の拡大は現在のところ考えていませんが、利用時間の上限は設けていません。

★④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

回答

現在、愛知県において、福祉医療制度の見直しが検討されていますので、その後に対応を検討したいと考えています。

⑤障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

回答

現在のところ考えていません。

⑥学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

回答

日中一時支援事業で支援体制を図っています。余暇活動に利用する移動支援については制限を設けていません。

⑦地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

回答

小規模授産所については人件費も含めて補助しています。

8. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

回答

がん検診→受益者負担の考えから、かかる経費の15%程度の自己負担は適正と考えています。実施期間については、晩秋は高齢者インフルエンザへの対応、冬は風邪による診察で混むため、医療機関とよく相談して受診期間を決める必要があります。

歯周疾患健診→無料で、かつ通年で行なっています。

なお、本市は個別検診を行なっています。

②歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

回答

20歳以上が検診できるので、年1回受診の機会があります。

③子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

回答

隔年受診は、国の指針に従っての実施です。なお、子宮がん、乳がんは2年ごとの検診で有効とエビデンスが出ています。

④前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

回答

受診できます。